

秘密保持契約書

〇〇〇〇株式会社（以下「甲」という）と、△△△△株式会社（以下「乙」という）は、XXXXXXXX（以下「本取組」という）について検討するにあたり、甲又は乙が相手方に開示する秘密情報の取扱いについて、以下のとおりの秘密保持契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（秘密情報の定義）

1. 本契約における「秘密情報」とは、本取組に関連して、甲又は乙が相手方に対し、書面、口頭、電磁的記録その他方法を問わず開示し、かつ開示の際に秘密である旨を明示した技術上又は営業上の情報、本契約の存在及び内容その他一切の情報をいう。
2. 前項にかかわらず、以下の情報は秘密情報に該当しないものとする。
 - (1) 開示を受けた時点で既に保有していた情報
 - (2) 公知の情報又は開示後に自己の責によらず公知となった情報
 - (3) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得した情報
 - (4) 開示された情報によらず独自に取得又は創出した情報

第2条（秘密保持義務）

1. 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なく、秘密情報を第三者に開示又は漏洩してはならない。
2. 甲及び乙は、秘密情報を本取組の目的のためにのみ使用するものとし、目的外の使用を行ってはならない。
3. 甲及び乙は、秘密情報を善良な管理者の注意をもって厳重に管理しなければならない。

第3条（複製の制限）

甲及び乙は、本取組の遂行に必要な範囲を超えて、秘密情報を複製又は複写してはならない。

第4条（情報漏洩時の措置）

1. 甲及び乙は、秘密情報の取扱いに関する情報管理者を定め、相手方に通知するものとする。
2. 秘密情報の漏洩、紛失、盗難、盗用その他の事故が発生し、又は発生するおそれがあることを知った場合は、速やかにその旨を相手方に通知し、適切な措置を講じなければならない。

第5条（法令に基づく開示）

甲又は乙は、法令又は裁判所その他権限ある官公庁の命令により秘密情報の開示を求められた場合、必要最小限の範囲で開示することができる。この場合、開示者は速やかにその旨を相手方に通知するものとする。

第6条（返還・廃棄義務）

本契約が終了したとき、又は相手方から請求があったときは、甲又は乙は、相手方から開示を受けた秘密情報及びその複製物を、相手方の指示に従い、速やかに返還又は廃棄するものとする。

第7条（権利義務の譲渡禁止）

甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なく、本契約上の地位ならびに本契約から生じる権利及び義務の全部又は一部を、第三者に譲渡し又は担保に供してはならない。

第8条（損害賠償）

甲又は乙が本契約に違反したことにより相手方に損害を与えたときは、相手方に対し、当該損害を賠償する責任を負うものとする。

第9条（有効期間）

本契約の有効期間は、本契約締結日から 3 年間とする。

第2条（秘密保持義務）に定める義務は、本契約終了後も3年間存続するものとする。

第10条（協議・管轄）

1. 本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙誠実に協議の上解決する。
2. 本契約に関する一切の紛争については、〇〇 地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本本契約の締結を証するため、本書の電磁的記録を作成し、甲および乙が合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録の保管を行う。

締結日： 令和10年10月10日

（甲） 住 所 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地

名 称 〇〇〇〇株式会社

代表者名 鈴木一郎 印

（乙） 住 所 △△県△△市△△区△△町△△番地

名 称 △△△△株式会社

代表者名 田中太郎 印